



# 特定口座のご案内

## 特定口座についてご存知ですか？ 詳しく見てみましょう。

特定口座とは八千代銀行がお客さまに代わって国内公募投資信託および公社債等の譲渡損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成する制度です。特定口座をご利用いただくと、煩雑な確定申告のお手続きや負担（譲渡損益の計算等）を軽減できます。

※2016年1月より公社債等が特定口座の対象となりました。

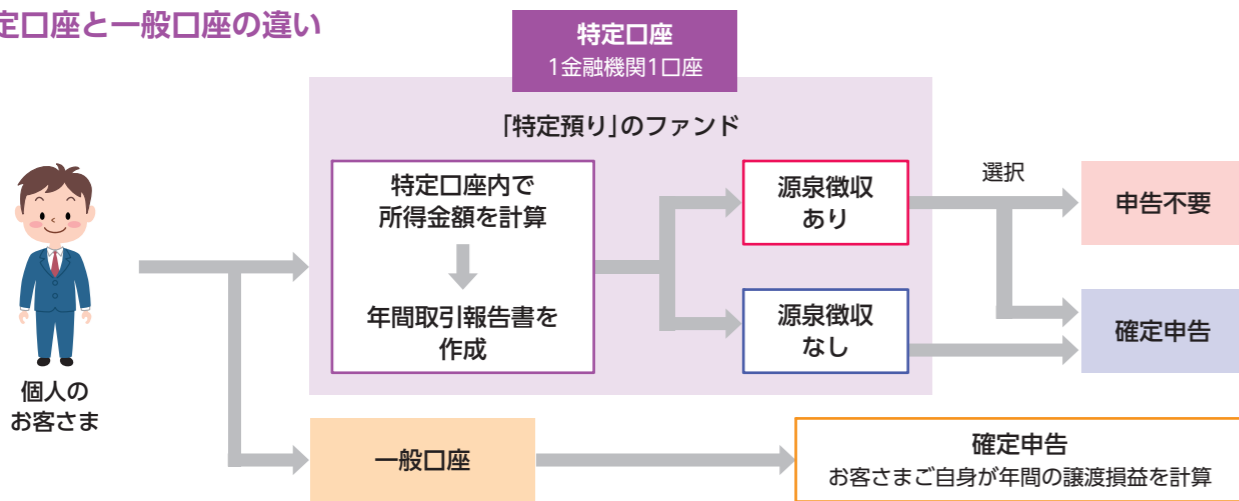


### 特定口座のポイント

- ポイント1** 投資信託・公社債等の損益について、八千代銀行がお客さまに代わって計算いたします。
- ポイント2** 「損益通算」等の税制上のメリットを手軽にご利用いただけます。
- ポイント3** 「源泉徴収あり」をご選択いただきますと、原則として確定申告が不要です。

### ● 特定口座の仕組み

#### 特定口座と一般口座の違い

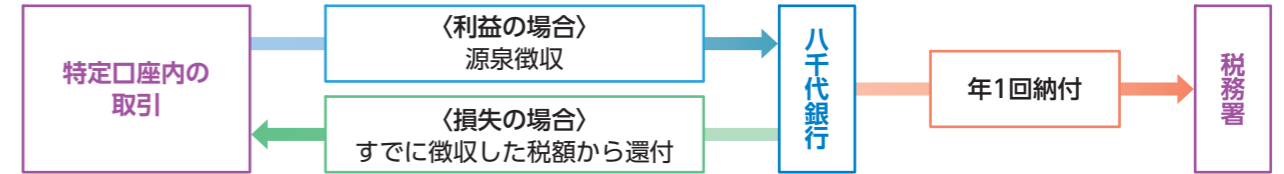


口座の種類による比較		
	年間取引の損益計算	税金の支払い
特定口座 (源泉徴収あり)	当行が計算します。	当行による源泉徴収のみで完結します。
特定口座 (源泉徴収なし)	当行が計算します。	お客さま自身で確定申告をしますが、申告を簡素にするための書類を当行が作成します。
一般口座	お客さま自身で計算します。	お客さま自身で確定申告をします。

\*一般口座やほかの販売会社の特定口座との損益通算、譲渡損失の繰越控除の特例を受ける場合には、確定申告が必要です。税務上のご相談は専門の税理士または管轄の税務署にご確認ください。

### 源泉徴収・還付の仕組み

「源泉徴収あり」をご選択いただくと、換金の都度、年初からの損益を計算して、利益であれば源泉徴収を行い、損失であればすでに徴収した税額から還付を行います。



※源泉徴収（または還付）の明細は、お取引の都度郵送される「譲渡損益額のお知らせ」にてご確認ください。

### 確定申告について

#### ◆「源泉徴収あり」をご選択の場合

「源泉徴収あり」をご選択いただいた場合でも、下記のケースは確定申告が必要となることがあります。

- ・1年間のお取引のうち、特定口座の開設前、または廃止後の換金がある場合。
- ・他の金融機関で株式や投資信託・公社債等のお取引があり、譲渡損益を通算する必要がある場合。
- ・譲渡損の3年間繰越控除を受ける場合（申告年度に通算する譲渡益がなくても確定申告が必要となります）。

#### ◆「源泉徴収なし」をご選択の場合

- ・原則として確定申告が必要となります。確定申告の際には、八千代銀行が1月に送付する「特定口座年間取引報告書」を利用し、国内公募株式投資信託・公社債等を含む譲渡損益を申告します。なお、譲渡損の3年間繰越控除を受ける場合は、申告年度に通算する譲渡益がなくても確定申告が必要となります。
- ・「源泉徴収なし」の特定口座の譲渡益は、所得税・住民税ともに「配偶者控除や扶養控除」等の適用の有無を判定する際の合計所得金額に含める必要があります。

#### ◆損失の繰越控除について

- ・国内公募株式投資信託・公社債等の譲渡損・償還損は、確定申告することにより、その年の翌年以降3年間にわたり繰越控除できます。
- ・損失の繰越控除を受けるためには、損失が生じた翌年以降、損失額がなくなるまで連続して確定申告する必要があります。取引が一切ない年であっても確定申告が必要になりますのでご注意ください。

### 特定口座開設のお手続き

- ※特定口座の開設は、個人のお客さま（国内居住者）のみとなります。
- ※八千代銀行で、おひとりさま1口座のみ作成できます。複数の支店での開設はできません。
- ※投資信託のお取引店にて受付しております。お取引店以外では受付できません。
- ※特定口座の開設に、手数料等の費用はかかりません。

#### ご用意 いただくもの

- ・投資信託取引指定口座のお届け印
  - ・本人確認書類（住民票、健康保険証、印鑑証明書、運転免許証、国民年金手帳、在留カード（外国人登録証明書））
  - ・個人番号が記載されている書類等
- ※有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものを、有効期限の定めがないものは6ヵ月以内に作成されたもので、現在の住所・氏名・生年月日の記載があるものをご提示ください。  
※すでに他のお取引でご本人さまの確認をさせていただいているお客さまも、租税特別措置法の定めにより、特定口座の開設時にはあらためて本人確認をさせていただく必要があります。

#### ● ご注意事項

- ・1つの金融商品を特定預りと一般預りに分けることはできません。
- ・譲渡損益および税額の計算は、受渡日（投資信託取引指定口座へのご入金日）を基準に行います。
- ・一般預りの金融商品の換金につきましては、特定口座内の所得金額を計算する際の対象外となりますので、「特定口座年間取引報告書」には記載されません。
- ・一般預りの金融商品を特定口座に入庫するお取扱いは終了しております。ただし、相続による名義変更の場合は、一般預りの金融商品を特定口座へ入庫することは可能です。

■この資料は2016年11月現在の法令等に基づき作成したものです。今後の法令改正等により内容が変更になる可能性がございますのでご注意ください。